

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年9月10日

【発行者名】 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 島崎 亮平

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー

【事務連絡者氏名】 入山 小枝子

【電話番号】 03-6377-2882

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 日興フォルティス 中国A株ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2,500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

日興フォルティス 中国A株ファンド（以下「当ファンド」といいます。）において、平成29年9月8日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年12月1日付及び平成30年3月9日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書にて訂正。以下「原届出書」といいます。）による募集については、新たな申込みが無い状態が続いており、また、新たな受益者のために平成31年5月30日の償還日までに十分な運用成果を上げることが困難であると考えておりますため、平成30年9月10日を申込最終日として以後の募集を終了することといたしました。このため、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。なお、当ファンドの運用方針、運用体制、信託期間等に変更はありません。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（7）【申込期間】****<訂正前>**

平成29年9月11日から平成30年9月10日まで

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成29年9月11日から平成30年9月10日まで

平成30年9月11日以降、お申込みの取扱いは行われません。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（2）【ファンドの沿革】****<訂正前>**

平成21年5月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年6月19日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）に承継

<訂正後>

平成21年5月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成21年6月19日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（現BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社）に承継

平成30年9月10日 募集の終了

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.78%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（以下略）

<訂正後>

当ファンドは、平成30年9月10日をもって募集を終了いたします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.78%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（以下略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」につきまして、冒頭に以下の内容を追加します。

<訂正・追加後>

当ファンドは、平成30年9月10日をもって募集を終了いたします。